

平成二十年二月二十一日提出  
質問第一〇四号

## 日本銀行総裁の任命基準に関する質問主意書

提出者  
江田憲司

## 日本銀行総裁の任命基準に関する質問主意書

日本銀行総裁には、通貨・金融政策についての高い識見や経験はもとより、公私にわたる廉潔性や公正中立性、その任命手続きの透明性等が特に要求される。よって以下質問する。

一 日本銀行法第四条は「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。」と規定している。この規定の観点から、内閣は、現福井俊彦総裁就任以降、今日までの日本銀行の通貨・金融政策をどう評価しているか。

二 日本銀行法第二十三条は「総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。」と規定しているが、内閣が具体的な人物を総裁に選定、任命するに当たっての基準如何。

三 内閣が具体的な人物を総裁に選定、任命するに当たり、政府部内でのどのような官職、部署が関与し、どのような手続きを経て、国会への同意を求めることになるのか。任命手続きの透明性の確保の観点から具体的に答えられたい。

四 先の中央省庁の再編により、旧大蔵省から金融行政を分離、独立させ、国务大臣をトップとする金融庁

とし、旧大蔵省は財務省となった。この再編はどのような趣旨、考え方、あるいは過去の金融行政への反省に基づいて行われたと内閣は認識しているか。

五 いわゆる「財政と金融の分離」という原則を政府は認めるか。三の答弁も踏まえ答えられたい。認めるなら、その原則を内閣としてはどう理解しているか。

六 五の「財政と金融の分離」原則に照らせば、財政政策を司る財務省（旧大蔵省を含む。）出身の官僚OBを総裁に選定・任命することを、内閣はどう考えるか。財務省出身の官僚OBの就任も可と考えるのなら、その場合「財政と金融の分離」の趣旨をどう具体的に担保していくつもりか。

七 総裁は、国民から信頼される人物、すなわち公私にわたる廉潔性や公正中立性が特に要求されると考える。現福井俊彦総裁については、総裁就任後も私的にファンド投資を継続させて利益を膨らませるなど国民から大きな不信を招いた。よって以下質問する。

① 現福井総裁のこの問題について、あらためて総裁としての資質という観点から、任命権者たる内閣の評価、見解を問う。

② 新総裁人事で同じような過ちが繰り返されることのないよう、内閣としてどのような人物審査等を行

うのか。

③ 官僚OBにせよ、民間人にせよ、日銀出身者にせよ、その組織における過去の不祥事等への関与は、

当然、総裁選定、任命に当たって考慮要因となると考えるが、内閣の見解如何。

八 戦後の総裁人事は、日本銀行と旧大蔵省出身者がほぼ交互に就任するケース（「たすきがけ人事」）が多かったが（例えば、森永貞一郎氏・旧大蔵省／昭和四九・一二・一七〇昭和五四・一二・一六、前川春雄氏・日本銀行／昭和五四・一二・一七〇昭和五九・一二・一六、澄田智氏・旧大蔵省／昭和五九・一二・一七〇平成元・一二・一六、三重野康氏・日本銀行／平成元・一二・一七〇平成六・一二・一六、松下康雄氏・旧大蔵省／平成六・一二・一七〇平成一〇・三・二〇）、その中でここ二代は日本銀行出身の速水優氏、福井俊彦氏と続いている。この「たすきがけ人事」は、今後、内閣が総裁、副総裁を選定、任命するに当たって、前例とならないことを確認されたい。また、今後とも「たすきがけ人事」が慣行とならないことも確認されたい。

右質問する。